



「AROUSE」事件

(知財高判令和5年1月17日 令和4年(行ケ)第10078号<sup>1</sup>)

概要

複数の引用商標との類似に基づき請求された無効審判の審決取消訴訟で、各引用商標から生じる称呼は各々の引用商標の構成に基づき認定されるとの原則を再確認した事例。

本件商標 (登録第6310297号<sup>2</sup>)

商標：  


区分・指定商品/役務：第3類「化粧品」等

引用商標5<sup>7</sup>



引用商標1～5

引用商標1<sup>3</sup>

アルージェ  
AROUGE

引用商標2<sup>4</sup>



引用商標3<sup>5</sup>



引用商標4<sup>6</sup>



区分・指定商品/役務：第3類「化粧品」等

原告(無効審判請求人)は、自らが周知と主張する使用商標「Arouge」及び上記5件の先登録商標を根拠に、商標法4条1項10, 11, 15, 19号該当性を主張して無効審判を請求した。審判部は、原告使用商標の周知性を否定し、さらに、引用商標1～5とも非類似と判断し、本件商標の登録を維持する旨の審決を行った。

一方、裁判所(知財高裁)は、引用商標2～4と類似するとして商標法第4条第1項第11号該当性を認め、審決を取り消した(原告使用商標の周知性については判断せず。)

まとめ

引用商標1～5に含まれる「Arouge」の欧文字部分は造語である。引用商標1及び5はさらに片仮名「アルージェ」を構成に含むが、引用商標2～4は片仮名を含まない。

審決と判決では、本件商標と引用商標2～4の類否に関する判断が真逆となり、商標法第4条第1項第11号該当性の結論が分かれる結果となった。両者は、特に引用商標2～4から生じる称呼の認定に大きな違いがあり、これが類否の結論を異ならしめた。

<sup>1</sup> [https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei\\_ip/detail?id=5899](https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail?id=5899)

<sup>2</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2020-093733/40/ja>

<sup>3</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/TR/JP-2000-014135/8111477645BE3F4A65EED6942A735A6E065780B0BA58F6072C1FBFAFF94F3B5D2/40/ja>

<sup>4</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/TR/JP-2004-076514/546153255499FF73333DF72864274F42C862414AD6601B0F2138A586D3B6B780/40/ja>

<sup>5</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/TR/JP-2004-076518/C49BC0B7C5D39BF32A25CF29B62DB2DC8BE550C2688AB4DE56992874F640E4E7/40/ja>

<sup>6</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/TR/JP-2004-076520/CB9ECE862C49550A22D15B7069CD174496D8592B3F7F563B59F0FD18D4162A26/40/ja>

<sup>7</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/TR/JP-2015-057251/92A7DE872FFC3C316A27BAAD5FDE73929B1936D287CAC8568760F947567EEB44/40/ja>

本件は他にも多くの興味深い論点を含むが、紙面の都合上、本稿では、引用商標2～4より生じる称呼の認定手法の違いに的を絞ってレポートする。

審判部と裁判所は、本件商標と引用商標2～4から生じる称呼を以下の通り認定した。

#### ◆審判部

本件商標からは、『アロウズ』又は『アラウズ』の称呼が生じる。引用商標5の上段の片仮名は下段の欧文字の読みを特定したものと無理なく認識し得るもので、引用商標2～4に表れた「Arouge」は、構成文字に相応して、いずれも『アルージェ』の称呼を生じる。よって、引用商標1～5からは『アルージェ』の称呼が生じる。

そして、『アロウズ』『アラウズ』と『アルージェ』の称呼は、明確に聴別し得る。

#### ◆裁判所

本件商標からは、ローマ字読みの『アロウゼ』及び英単語「around」の読みに従った『アラウゼ』の称呼が生じる。引用商標2乃至4からは『アロウジェ』『アロウゲ』『アラウジェ』『アラウゲ』の称呼が生じる。

そして、『アロウゼ』と『アロウジェ』、『アラウゼ』と『アラウジェ』の称呼を対比すると、『ゼ』と『ジェ』はいずれもサ行濁音で母音「e」を共通にする。分離観察により全体で一連称呼すれば、相似た語韻・語調となり、明確には聴別できず、称呼上酷似する。

### 審判部と裁判所の判断についての評価

審決では、引用商標2～4から引例5と同じ『アルージェ』の称呼が生じると認定した。

裁判所は、まず、審決文からその認定理由は必ずしも明らかでないがと前置きしつつ、審決では引用商標2～5を一体に捉え、引用商標5の片仮名「アルージェ」から引用商標2～4も『アルージェ』の称呼が生じると解したようにも読めると述べている。

その上で、「別個独立の商標についての称呼等の判断はそれぞれ個別に行われるべきであるし、商標法は、商標のみの移転を可能とし、同一の範囲のみならず類似の範囲まで商標権に排他的効力を付すなど、当該商標の商標権者の本来的使用範囲よりも広い範囲の効力を付しているから、その認定は需要者又は取引者を基準として客観的にされるべきものであり、同一商標権者が有する他の商標を参酌して、当該商標権者の意図にのみ従ってその認定をすることは相当ではない。（下線は筆者による）」との原則的考え方を示した。

世の中には、「○|○|」（マルイ）や「UNIQLO」（ユニクロ）のように、初見では判読し難い造語のブランド名が多く存在する。その後、ブランドが有名となり、綴り文字と読み方がセットで認知されるようになると、難読な綴り文字であっても特定の称呼で読まれるとの商慣行が形成されてくる。この場合には、独特の読み方を表す片仮名を付加した商標と欧文字のみからなる商標の両方から同一の称呼が生じると認定されても、違和感はない。

一方、本件の場合、裁判所は原告使用商標の周知性に言及していないが、少なくとも審判部は、提出された使用証拠の少なさにより原告使用商標の周知性を否定している。周知性が認められないブランド名の場合は、判決も述べる通り、複数の引用商標から生じる称呼は、各々の引用商標の構成から認定するというのが原則である。

本件において、片仮名表記を有する引用商標5から『アルージェ』の称呼が生じるからといって、片仮名表記のない引用商標2～4からも同じ『アルージェ』の称呼が当然に生じると認定できるものでないとした裁判所の認定は、商標審査実務における原則的な考え方を再確認したものといえよう。

**キーワード** 商標、称呼、結合商標、分離観察、取引実情

[担当] 深見特許事務所 齋藤 恵

#### [注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。